

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（590））
2. 日時：平成30年1月12日 16時00分～19時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理管補佐、皆川保安規定係長、
角谷安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【敷地境界線、周辺監視区域の変更】

- 敷地境界における線量評価については、ベント時の評価だけでなくISLOCA時の評価結果についても提示すること。

【被ばく評価におけるコンクリート密度の変更】

- 既許可に基づき施工された構造物のコンクリート密度について、一次遮蔽、二次遮蔽及び補助遮蔽の算出根拠並びに施工方法のエビデンスを整理して提示すること。

【重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針】

- 内部溢水の想定において、設置許可基準規則第43条第1項第1号では、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水を想定しているのに対し、第43条第2項第3号では、想定する機器の破損等により生じる溢水も含めて評価しており、両者で異なった想定としていることから、その考え方を整理して説明すること。
- 重大事故等対処施設の没水影響評価について、評価ケースに用いた溢水源を提示すること。また、没水影響評価の結果から機能維持できないと判定した設備について、溢水防護上の考え方を整理して提示すること。

【その他】

- 原子炉建屋（付属棟）は、地震からの衝撃による損傷を防止できることを基本方針としているが、耐震性に寄与しない部位の構造等について、その内容を具体的に説明するとともに、基本方針との相違を整理して説明すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について